1. 法令および規制 - 医療機器カテゴリー

すべての製造業者・輸入業者は、企業登録証の取得が必要。 Class IIIは、製品原産国の自由販売許可証も必要

タイにおける医療機器カテゴリー

カテゴリー	医療機器	必要ライセンス		
		製造	輸入	卸売
Class I 特別管理 医療機器	コンドーム、検査用・手術用手袋、滅菌済使い捨て 皮下注射器、滅菌済使い捨てインシュリン注射器、 HIV診断検査キット、コンタクトレンズ	•企業登録証*1 •製造許可証	• 企業登録証 • 輸入許可証	・販売許可証 ➤ HIV診断検査キット のみ
Class II 通知 医療機器	理学療法機器、アルコール検知器、胸部シリコンインプラント、胸部増強具、滅菌済使い捨てインシュリン注射器、メタンフェタミン検査キット、眼粘弾剤(OVD)	•企業登録証 •製造仕様申告受領 証	・企業登録証 ・輸入申告受領証	なし
Class III 一般 医療機器	その他全医療機器(全申請の約90%) 特定基準準拠医療機器; ・滅菌済使い捨て皮下注射器 ・滅菌済使い捨て U-40インシュリン注射器または 滅菌済使い捨て U-100インシュリン注射器	•企業登録証	・企業登録証 ・輸入許可証 ・原産国自由販売許可 証	なし

^{*1:} 医療機器を製造または輸入したい事業者はその旨Food and Drug Administration (FDA) に当該企業を登録すること

出所: Medical Device Control Division, Drug Act B.E. 2551 (2008)